

## 国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（抄）

平成 18 年 6 月 30 日  
閣 議 決 定

### 6 国家公務員雇用調整本部

#### (1) 国家公務員雇用調整本部の設置

1 から 5 までの取組を政府全体として着実に実施するとともに、それらの取組が円滑に進むよう各府省に対して必要な助言、調整、支援等を行うため、内閣に国家公務員雇用調整本部（以下この項において「本部」という。）を設置する。

#### (2) 構成員

本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長 内閣官房長官

副本部長 行政改革担当大臣  
総務大臣

本部長 内閣官房副長官（政務及び事務）  
内閣府副大臣、防衛庁副長官及び各省副大臣

（注）内閣府副大臣及び複数置かれる各省副大臣については、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣の指定する者とする。

なお、人事官の出席を要請するとともに、警察庁長官の出席を求めるものとする。

本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

#### (3) 幹事

本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指定した官職にある者とする。

#### (4) 地方推進協議会

本部の下に、地方推進協議会を各地方ブロックに置く。地方推進協議会は、関係行政機関の地方支分部局等の職員で本部長の指定した官職にある者で構成する。

#### (5) 庶務

本部の庶務は、行政改革推進本部事務局及び総務省の協力を得て、内閣官房において処理する。

#### (6) 本部長への委任

そのほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。